

[講演] 時効廃止に向けて

弁護士 河野 敬

被害者より加害者を厚遇 非常に不合理な公訴時効の制度趣旨

犯罪被害者に関する大きな問題としては、被害者参加や附帯私訴、補償などがありますが、喫緊のものといえば公訴時効の問題です。先程、加藤法務副大臣からもお話がありました。まさにこれから2週間程度で法制審議会刑事法部会の方針が出され、法案が上程され審議されるというスケジュールが迫っている状況にあります。そこで今回、この問題について分かりやすく説明するようにとのお話をいただきました。

公訴時効とは、罪を犯しても一定の期間を経ると起訴ができなくなるという制度です。つまり裁判ができなくなり、判決が出ない、そして刑罰が科されないということの意味です。つまり加害者に対して、一定期間が経てば「あなたを罪に問いません」ということを国家が認めることになるわけです。

普通に考えれば、これは非常に不合理なことです。そもそも法治国家においては、罪を犯せば適正な裁判を受けさせ、刑罰を与えるのが大原則です。時間が長期間経過したから罪に問われなくなるというのであれば、相応の理由がなければなりません。その理由として言われているのが「公訴時効の制度趣旨」と言われているものであり、これは3つあります。1つめは長期間経過すると、証拠がなくなってしまうというものです。証拠

がなければ正しい裁判はできず、被告人の不利益になるというわけです。2つめは時の経過によって被害感情が薄れるというものです。お聞きになって憤りを感じる方は多数いらっしゃると思います。3つめは、時の経過の中で形成された加害者の生活を保護しなければならないというものです。例えば、加害者もこの間、結婚し、子どもが生まれているかもしれない。仕事に就いているかもしれない。それを保護しなければいけないということです。刑事訴訟法を学んでいると、教科書の公訴時効のところに、これらのことが書かれています。私たちもこれを読んで、そんなものかなあと思ったりしました。でも、よく考えてみるとまったく違うのではないか。これが制度改革の出発点になったわけです。

まず証拠の散逸で正しい裁判ができず、被告人に不利益になるという点です。そもそも刑事訴訟においては、検察官が立証責任を負っています。「この人が〇〇という罪を犯した」という「訴因」を掲げてこれを立証するわけです。立証ができなければ無罪になるわけで、証拠がなくなって不利益を受けるのは被告人ではなくむしろ検察官ではないかということになります。また、証拠がなければ起訴できませんから、誤判の恐れもあります。2番目の被害感情が時の経過によって薄れるという話は、今、ここにいらっしゃる方にとって非常に腹立たしいものだと思います。家族が殺されたり、あるいは傷つけられて重い後遺症があるような場合、時間がたてば仕方ないと思えるかといえば、絶対にそのようなことはありません。このような制度趣旨は被害者の立場に立って考えていない机上の空論でしかないと私は思います。そして3番目の時の経過とともに形成される加害者の生活を保護すべきだという点です。これはそういう見方もあるかもしれませんが、しかし、被害者から見れば、時間がいくら経っても亡くなった人は戻ってきませんし、元の状態には戻れないのです。重篤な後遺症がある場合、それが治るわけでもありません。それにもかかわらず一定期間経過すれば、加害者だけが処罰されなくなるという保護を受けるということを国が認めるというのはおかしいと思います。

このように考えてくると、公訴時効の制度趣旨というものは、非常に観念的で、合理性のないものだと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

被害者にとってとても受け入れられない公訴時効の

